

まん延防止等重点措置の実施に伴う本県の対応（ポイント）

令和 3 年 8 月 1 7 日

■ まん延防止等重点措置

実施期間：8 月 2 0 日（金）～9 月 1 2 日（日）

措置区域：高松市

○本県の現行「緊急事態対策期」の期間を延長

9 月 1 2 日（日）

対策期間：8 月 9 日（月）～~~8 月 3 1 日（火）~~

○飲食店への営業時間短縮の協力要請

	現要請（第 5 次）	再要請（第 6 次）
根拠 条文	特措法第 2 4 条第 9 項	特措法第 3 1 条の 6 第 1 項
実施 期間	8 月 7 日（土）～8 月 2 0 日（金） 1 9 日（木）	<u>8 月 2 0 日（金）～9 月 1 2 日（日）</u> （重点措置期間）
対象 区域	高松市内全域	高松市内全域
営業 時間	午前 5 時～午後 8 時まで	午前 5 時～午後 8 時まで
酒類 提供	午後 7 時まで	<u>停止（行わない）</u>
認証 店	通常営業又は営業時間短縮の 選択制	<u>営業時間短縮（選択制適用なし）</u>

○飲食店等におけるカラオケ設備の利用自粛の協力要請

○大規模な集客施設への営業時間短縮の協力要請、入場整理等の働きかけ

（措置区域外における同施設への協力要請等についても今後検討）